

令和5年5月12日

保護者様

唐津市立浜崎小学校

校長 礎 靖久

## 「新型コロナウイルス感染症対策」について

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「第5類」に移行しました。3年以上に渡った新型コロナ対策「有事」から「平時」の対応に大きく転換したことになります。

このことに伴い、4月7日にお知らせした「新型コロナウイルス感染症対策」(HP掲載)のうち、以下の点について変更します。保護者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

### 【 変更点 】



#### 1 マスク着用について

- 学校教育活動において、マスクの着用を求めないことが基本となります。  
※ 引き続き、着脱を強要することはありません。

#### 2 出席停止の措置について

- 新型コロナウイルス感染による出席停止は「発症後5日経過し、かつ症状の軽快後1日経過するまで」となります。
- 濃厚接触者について行動の制限がなくなりますので、濃厚接触による出席停止はなくなります。  
※ 同居家族の状況等により欠席せざるを得ない場合は御相談ください。
- 発熱や咽頭痛、咳等普段と異なる症状が見られる場合は、なるべく登校しないようお願いいたします。(病欠となり、出席停止とはなりません)  
※ 検査でコロナ陽性となった場合は、遑って出席停止となります。
- 土日等、休日に児童本人のコロナ陽性が判明した場合は、休日明けの連絡で構いません。

